

令和3年度 第1回高齢者保健福祉計画懇話会（書面開催）に係る意見聴取結果

1. 第7期高齢者福祉計画の進行管理について（第1回の資料1）

番号	頁 ご意見・ご質問 事務局回答	介護保険係 現時点、小規模多機能型居宅介護の利用状況からは、利用がひつ迫しているようには見られないことから、整備数の増は考えておりません。また、看護小規模多機能型居宅介護は現在、本市では開設されおりませんが、高齢者保健福祉計画懇話会等の場を活用し、そのニーズについて把握してまいります。	介護保険係 介護付き有料老人ホームに対して特別養護老人ホームの代替機能が求められているということは大きいにあると思われます。本市では、特養の入居待機者の方が約200名いらっしゃるにも拘らず、第8期計画期間中に難しくなったために、ショートステイ等が非常に検討を始めています。お問い合わせ有料老人ホーム入所者へ対する補助等についても新たな提案として、高齢者保健福祉計画懇話会等の場で検討いたします。	介護保険係 「2施設等への整備状況」について 介護老人保健施設が市内に1か所しかない状況が、ここ数年続いている。退院後の一時的なリハビリや生活支援の場が少ない。老健が難しい場合、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護が、一時的に在宅での退院後支援にて手厚く支援が可能と思われます。整備数として3ヶ所あります。が、新規利用は中々難しいので、整備数の増が良いかと思います。	「2施設等への整備状況」について 特養について第7期で100床の新設を目指したが、実現しなかった。その理由を理解する必要がある。昨今、介護（ケア）付き有料老人ホームの設置が多く見られるようになつた。これらの施設への入所費用の行政支援が特養に入所の代替機能を果たすのではないか。特別養護老人ホームの新設のみを考えるのではなく、今後、検討する必要があるのではないか。	「3介護保険事業（3）地域密着型サービス」について 「小規模多機能型居宅介護」事業は、高齢者の在宅生活継続にとつて、重要な介護資源と考えます。事業に対する、「利用者の認知度」を高めるために、広報等による周知促進を図るとともに、「2021年度介護報酬・運営基準の改訂」を踏まえた、弾力的な事業運営による事業者支援が必要ではないか。
1	2	「2施設等への整備状況」について 介護老人保健施設が市内に1か所しかない状況が、ここ数年続いている。退院後の一時的なリハビリや生活支援の場が少ない。老健が難しい場合、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護が、一時的に在宅での退院後支援にて手厚く支援が可能と思われます。整備数として3ヶ所あります。が、新規利用は中々難しいので、整備数の増が良いかと思います。	「2施設等への整備状況」について 特養について第7期で100床の新設を目指したが、実現しなかった。その理由を理解する必要がある。昨今、介護（ケア）付き有料老人ホームの設置が多く見られるようになつた。これらの施設への入所費用の行政支援が特養に入所の代替機能を果たすのではないか。特別養護老人ホームの新設のみを考えるのではなく、今後、検討する必要があるのではないか。	「2施設等への整備状況」について 介護老人保健施設が市内に1か所しかない状況が、ここ数年続いている。退院後の一時的なリハビリや生活支援の場が少ない。老健が難しい場合、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護が、一時的に在宅での退院後支援にて手厚く支援が可能と思われます。整備数として3ヶ所あります。が、新規利用は中々難しいので、整備数の増が良いかと思います。	「2施設等への整備状況」について 特養について第7期で100床の新設を目指したが、実現しなかった。その理由を理解する必要がある。昨今、介護（ケア）付き有料老人ホームの設置が多く見られるようになつた。これらの施設への入所費用の行政支援が特養に入所の代替機能を果たすのではないか。特別養護老人ホームの新設のみを考えるのではなく、今後、検討する必要があるのではないか。	「3介護保険事業（3）地域密着型サービス」について 「小規模多機能型居宅介護」事業は、高齢者の在宅生活継続にとつて、重要な介護資源と考えます。事業に対する、「利用者の認知度」を高めるために、広報等による周知促進を図るとともに、「2021年度介護報酬・運営基準の改訂」を踏まえた、弾力的な事業運営による事業者支援が必要ではないか。
2	2	「2施設等への整備状況」について 介護老人保健施設が市内に1か所しかない状況が、ここ数年続いている。退院後の一時的なリハビリや生活支援の場が少ない。老健が難しい場合、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護が、一時的に在宅での退院後支援にて手厚く支援が可能と思われます。整備数として3ヶ所あります。が、新規利用は中々難しいので、整備数の増が良いかと思います。	「2施設等への整備状況」について 特養について第7期で100床の新設を目指したが、実現しなかった。その理由を理解する必要がある。昨今、介護（ケア）付き有料老人ホームの設置が多く見られるようになつた。これらの施設への入所費用の行政支援が特養に入所の代替機能を果たすのではないか。特別養護老人ホームの新設のみを考えるのではなく、今後、検討する必要があるのではないか。	「2施設等への整備状況」について 介護老人保健施設が市内に1か所しかない状況が、ここ数年続いている。退院後の一時的なリハビリや生活支援の場が少ない。老健が難しい場合、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護が、一時的に在宅での退院後支援にて手厚く支援が可能と思われます。整備数として3ヶ所あります。が、新規利用は中々難しいので、整備数の増が良いかと思います。	「2施設等への整備状況」について 特養について第7期で100床の新設を目指したが、実現しなかった。その理由を理解する必要がある。昨今、介護（ケア）付き有料老人ホームの設置が多く見られるようになつた。これらの施設への入所費用の行政支援が特養に入所の代替機能を果たすのではないか。特別養護老人ホームの新設のみを考えるのではなく、今後、検討する必要があるのではないか。	「3介護保険事業（3）地域密着型サービス」について 「小規模多機能型居宅介護」事業は、高齢者の在宅生活継続にとつて、重要な介護資源と考えます。事業に対する、「利用者の認知度」を高めるために、広報等による周知促進を図るとともに、「2021年度介護報酬・運営基準の改訂」を踏まえた、弾力的な事業運営による事業者支援が必要ではないか。
3	4	「2施設等への整備状況」について 介護老人保健施設が市内に1か所しかない状況が、ここ数年続いている。退院後の一時的なリハビリや生活支援の場が少ない。老健が難しい場合、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護が、一時的に在宅での退院後支援にて手厚く支援が可能と思われます。整備数として3ヶ所あります。が、新規利用は中々難しいので、整備数の増が良いかと思います。	「2施設等への整備状況」について 特養について第7期で100床の新設を目指したが、実現しなかった。その理由を理解する必要がある。昨今、介護（ケア）付き有料老人ホームの設置が多く見られるようになつた。これらの施設への入所費用の行政支援が特養に入所の代替機能を果たすのではないか。特別養護老人ホームの新設のみを考えるのではなく、今後、検討する必要があるのではないか。	「2施設等への整備状況」について 介護老人保健施設が市内に1か所しかない状況が、ここ数年続いている。退院後の一時的なリハビリや生活支援の場が少ない。老健が難しい場合、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護が、一時的に在宅での退院後支援にて手厚く支援が可能と思われます。整備数として3ヶ所あります。が、新規利用は中々難しいので、整備数の増が良いかと思います。	「2施設等への整備状況」について 特養について第7期で100床の新設を目指したが、実現しなかった。その理由を理解する必要がある。昨今、介護（ケア）付き有料老人ホームの設置が多く見られるようになつた。これらの施設への入所費用の行政支援が特養に入所の代替機能を果たすのではないか。特別養護老人ホームの新設のみを考えるのではなく、今後、検討する必要があるのではないか。	「3介護保険事業（3）地域密着型サービス」について 「小規模多機能型居宅介護」事業は、高齢者の在宅生活継続にとつて、重要な介護資源と考えます。事業に対する、「利用者の認知度」を高めるために、広報等による周知促進を図るとともに、「2021年度介護報酬・運営基準の改訂」を踏まえた、弾力的な事業運営による事業者支援が必要ではないか。

番号	頁	ご意見・ご質問	事務局回答
4	4	「3介護保険事業（3）地域密着型サービス」について 地域密着型サービスの利用が少ないので、利用者への周知が不足しているの ではないか。	介護保険係 ケアマネジャーを通じて、更なる地域密着型サービスの周知を図つて まいります。
5	7	「5在宅医療と介護の連携（1）地域包括ケアシステム推進事業」について 「5在宅医療と介護の連携（1）地域包括ケアシステム推進事業」に「高 齢者の社会参加の必要性が高い」との記載だが、具体的な試案は持ち合わせ ているのか。	地域共生係 「介護予防のための地域ケア個別会議」で検討した事例では、掃除が 出来ない、買い物がしにくい、友人と交流がしにくい等の高齢者保険 機能の低下が共通課題としてあげられています。単なる介護の要因に 生活機能の低下が共通課題とするだけではなく、自立を阻害する要因に より生活機能の低さもしくなります。阻害因子を改善のため行つ ておりアプローチを目的することになります。生活範囲が縮小するこ とが懸念されますので、まずは介護予防事業への参加を行つ ていくことを利用、高齢者の社会参加を推進していきたいと思 います。
6	7	「6在宅生活の支援（1）生活支援体制整備事業」について 地域支援事業における「包括的支援事業」及び「任意事業」を弾力化し、 「生活支援体制整備事業」に、「移動支援」を位置付け、介護予防サービス を含め、移動困難な高齢者が各種のサービスを利用できるようにする ための事業の検討が必要ではないか。	地域共生係 移動支援には、支援ニーズどとに応する担い手の確保とともに、 車両を利用するなどなると大きな経費がかかります。また、それに伴 い、公共交通機関との調整も必要となることがあります。 要性と継続性の観点から、公共交通機関を活用する傾向と見ています。 支援ニーズの傾向と見ています。

番号	頁	ご意見・ご質問	事務局回答
10	9	「7 地域福祉の推進（見守り・支え合い）」について 一人暮らしの方へのサポートでは拒否のある方も多いと思います。そんな方への見守りも努力されていると思いますが、どのくらい拒否されれるる。福祉バスでのでしょうか。拒否があるから入所できないでいるのか、じっくり寄り添う介護についていこうと考えていますので、傾向を知りたく質問しました。	高齢福祉係 訪問などによる見守りに対して、拒否のある方はそれほど多くありません。拒否された場合でも、独居の方がいるというあります。福祉協議会、地域包括支援センターに対応していきます。
11	11	「9生きがい・社会参加の推進」について 高齢者の引きこもり防止のためにも利用できるようには、足の確保が大切と思われる。福祉バスをもっと買いたい物に検討してほしい。	高齢者センター 市街地から離れて立地する高齢者センターに利用者の安全な送迎を目的に、3ルートを設定し無料の2点間運行で福祉バスの運行業務を委託します。令和2年度から、さらなる利便性の確保のため、逗子アリーナを経由し、逗子アリーナ開館時、60歳以上の逗子アリーナ利用可能となります。なお、ご意見を見にあわせ、現在の福祉バスの運行目的とは異なることを考慮すると、他のアプローチが必要になるかと考えます。
12	11	「9生きがい・社会参加の推進（3）福祉バス運行事業」について 福祉バス運行事業を、高齢者や障害者の「移動支援事業」の一環に位置付け、改正公共交通活性化法等を活用し、高齢者等の移動便利を高めために、「検討の場」の設置が必要ではないか。	高齢者センター 福祉バスの運行については、令和2年度から、逗子市高齢者センターの利用者に加え新たに、逗子アリーナ開館時、60歳以上の逗子アリーナ利用者の車両による送迎業務を、開始しました。その都度、公共交通機関等の関係者を交えた「検討の場」を設けています。ご意見にあわせて、公共交通機関の「移動支援事業」の一環への位置づけについては、屋外での移動支援事業の現行の目的とは異にするたまでは内容を異にするため、他のアプローチが必要になるかと考えます。

2. 第1回地域包括ケア会議の報告(第1回の資料3)

<p>ご意見・ご質問</p> <p>地域包括支援センターは、高齢者問題に限らず、地域を基盤にした福祉の万（よろず）相談所と万（よろず）支援機能を有するようになつた。</p> <p>「地域共生社会実現」は、メッシュセーフィングなどとの連携など、相談する相手を同僚や、実施支援の担当者などと共に問題を解決する。地域を越えての連携する（システム）境界を明確にする。</p> <p>「共生社会」は理念であつて、実現は容易ではない。地域を人々の交互作用が生み出されるコミュニケーションに変容させる手段は考えているか。</p> <p>—</p>	<p>地域共生社会の実現には、高齢者のみならずコロナ禍で職を失つてしまつた方やコロナウイルス感染症の後遺症で苦しんでいた方、など様々な苦しみでおられる方々に、どのように手を差し伸べたら良いのか、多職種で真剣に討議する必要があるが、どのような検討を行つているか。</p> <p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>